

ERICOM SOFTWARE LTD.
エンド・ユーザ・ライセンス契約書

バージョン 15.1

重要 -ERICOM SOFTWARE(以下「本ソフトウェア」という)のインストールまたは使用に先立ち、**HTTP** または **URL** 参照またはクリックラップフォームにリンクまたは含まれる本エンドユーザライセンス契約を読み込むこと。本書は、「ライセンシー」と「Ericom」間の法律上有効な契約である。

本契約に定めるいかなる規定にもかかわらず、お客様が本サービスとして本ソフトウェアを使用している場合、本サービス契約には、お客様が本サービスを利用するにあたり、本ソフトウェアに関するお客様と Ericom 間の完全かつ排他的な契約を含む条項を含め、[こちら](#)をご使用ください。この契約には、本サービスとして本ソフトウェアに関するお客様と Ericom 間の完全かつ排他的な契約が含まれます。

Ericom Software Ltd.を代表して、Ericom Software License Certificate (以下「ESLC」という)に明記された完全所有の関連会社(以下「Ericom」という)を代表して、ライセンシーが本エンドユーザ契約、ESLC および本製品受給権補足(以下に定義する)の条件(以下「本契約」と総称する)をすべて受け入れることを条件にのみ、ソフトウェアのライセンシー(以下「貴社」または「ライセンシー」という)に対し、関連する印刷または電子文書(以下「本件プログラム」と総称する)を含む実行コード形式でソフトウェアをライセンス許諾する用意がある。

「承諾」ボタンをクリックするか、またはその他本件ソフトウェアを電子的にまたは使用することによって、ライセンシーが本契約の条件を読みかつ理解したこと、およびライセンシーが本契約に法的に拘束されることを認識する。これらの条件に同意されない場合は、「Logout」ボタンをクリックするか、拒否を表示し、本プログラムの使用をすべて中止してください。

貴社が会社またはその他の法人の代理として本契約を締結する場合、貴社は、貴社が当該事業を本契約に拘束する権限を有することを表明する。お客様が当該権限を有していなかった場合、お客様は本契約を受諾してはならず、また本ソフトウェアを使用してはならないものとします。

1. ライセンスの許諾

- (a) すべての適用される料金の支払いを条件として(直接 Ericom または Ericom チャンネル・パートナーに対して)、Ericom は、本契約の付属書類 A に記載される ESLC に定めるライセンスの種類の一つに従って、以下に定義する該当するライセンス期間中、本件プログラムを使用する個人的、非独占的、譲渡不能のライセンスをライセンシーに付与する(「ライセンス」)。
- (b) **ライセンス期間**
 - i. **評価用ライセンス**: 本プログラムを評価するために指定されたライセンスのライセンス期間は 90 日間の限定された期間であり、その期間は、ライセンシーの要求があり次第、Ericom の独自の裁量で(「評価期間」)延長することができ、ライセンシーの内部試験または評価の目的に限定される。Ericom は、本プログラムの各コピーに、指定された期間経過後に本プログラムを稼動不能にするメカニズムを挿入することができる。評価期間の終了時に、ライセンシーは、本件プログラムを返却するか、ライセンシーのデバイスから本件プログラムを削除するか、またはライセンシーが本件プログラムの使用を継続することを希望する場合、ライセンシーは、評価ライセンスを永久ライセンスまたはサブスクリプションライセンス(可能な場合)に変更することができ、当該ライセンスの料金を支払わなければならない。さらに、ライセンシーによる評価期間後の本件プログラムの使用の継続については、本契約に従うものとする。
 - ii. **永久ライセンス**: ESLC が永久の期間を定める場合、ライセンス期間は、永久的であり、ESLC に定める日に開始する。永久ライセンスには、「サポート・サービス」または「プログラム」のアップデート、アップグレード、修正、またはその他改訂に対する権利は含まれないため、「ライセンシー」は、Ericom のエンドオブライフポリシーに従い、かかるサービスを別途購入しなければならない。
 - iii. **サブスクリプション・ライセンス**: ESLC が加入期間を定める場合、ライセンス期間は、ESLC に定める指定期間であり、ライセンス期間のサポートサービスを含むものとし、ESLC に定める日に開始する。加入期間を延長するために、ライセンシーは、その時点で有効な加入期間の満了前に追加ライセンスを更新し、購入しなければならない。

- iv. NFR (Not for Resale) ライセンス: ライセンスが「NFR」である場合、ライセンスは、ライセンシーが現行の Ericom チャンネルパートナーまたはサービス・プロバイダー(以下に定義)である場合に限り、かつライセンシーの顧客をサポートする実証、試験および評価の目的でのみ使用することを許可する。
- v. ベータ・プログラム: ライセンシーが Ericom ベータプログラムに参加している場合、ライセンスは、該当するベータプログラム(下記第 2 条に定義)に定める目的のためにかつその期間中、ライセンシーが本プログラムを使用することを許可する。

本契約に定めるいかなる規定にもかかわらず、再販ライセンス、および前記事項の一部としてライセンシーに提供されるベータ・マテリアルおよびサポート・サービスまたはプロフェッショナル・サービスについては、何らかの種類の保証、表明、責任または補償なしに、現状有姿で提供される。

(c) 追加ライセンス権および要件

- i. 製品適格性補遺 本ソフトウェアは、ライセンシーが本契約に従ってライセンスした特定のソフトウェア製品に特有の追加使用权、制限および条件を定める補足条件の対象となる。本製品資格補遺は、www.ericom.com/legal/repository または後継 URL に記載され、参照により組み込まれ、本契約の不可分の一部である。
- ii. OEM チャンネルパートナー製品 本ソフトウェアが、物理ハードウェア装置もしくはサードパーティのソフトウェア製品に組み込まれ、統合され、もしくは当該ソフトウェア製品にロードされてライセンシーに提供される場合、または指定物理ハードウェア装置にダウンロードされるかもしくはサードパーティのソフトウェア製品に統合もしくは連携する場合、本ライセンスは、当該装置または当該ソフトウェア製品での使用に限定されます。
- iii. 活性化 ライセンシーは、本ソフトウェアを利用するために本ソフトウェアを起動する必要がある場合がある。ソフトウェアを起動するために、ライセンシーは、ESLC からのイニシヤルライセンスキーおよびシリアル番号を Ericom(直接または間接に Ericom の指定チャンネルパートナーを通じて)に提供することが求められる。本ライセンシーは、バックアップ目的に限り、本ソフトウェアのコピーを 1 部作成することができる。ただし、本ライセンシーは、本ソフトウェアの著作権表示およびその他の所有権表示を各コピーまたは一部コピーに複製する。
- iv. サービス・プロバイダー・ライセンス 「サービス・プロバイダー」には、マネージド・サービス・プロバイダー、インターネット・サービス・プロバイダー、サービス・インフラストラクチャー、サービス・プラットフォーム、サービス・ソフトウェア、またはその他の類似のサービスを提供するベンダーが含まれ、その顧客は、直接・間接を問わず、自己の社内業務目的のそれぞれに関して、本ソフトウェアを表示、実行、アクセスまたはその他相互作用する製品にアクセスするサービスを提供する(当該顧客をそれぞれ「クライアント」という)。該当する ESLC がライセンシーをサービス・プロバイダーとして指定する場合、本契約に基づくライセンシーのライセンスには、本契約の条件およびライセンシーが署名したサービス・プロバイダー製品発注条件に基づき、ライセンシーのクライアントにサービスを提供するために本件プログラムを使用する限定された権利が含まれる(「サービス・プロバイダー・ライセンス」)。ライセンシーは、サービス・プロバイダーとして、各クライアントに対するサポートを提供する全責任を負うものとし、本製品の使用または操作に関するクライアントの質問を Ericom に仕向けないものとする。Ericom は、クライアントのサービスに関する質問事項について、ライセンシーに問い合わせるものとする。Ericom は、本サービス・プロバイダー・ライセンス期間中、サポート・サービス(直接・間接を問わず、Ericom の指定するチャンネル・パートナーを通じて)をライセンシーに提供する。
- v. ユーザー ユーザーとは、ライセンシー自身の事業目的のために本プログラムにアクセスまたは使用する個人であり、ライセンシーの従業員またはクライアントではない。ライセンシーがユーザーに本件プログラムへのアクセスまたは使用を許可する場合、(i)ライセンシーは、ユーザーがライセンシーに適用されるものと同じベースでの本件プログラムの使用に関連して本契約を遵守する義務を完全に負うことを保証する責任を負うものとし、(ii)ユーザーによる使用は、本契約で制約されるライセンシーの事業目的に関してのみ行うものとし、(iii)当該アクセスおよび使用は、本契約で規定されるライセンス数の増加を表すものではなく、

またはそれを構成するものではなく、(iv)ライセンシーは、本契約に違反するユーザーによるすべての作為または不作為に対して引き続き全責任を負うものとする。

vi. ライセンシーの外部委託業者 ライセンシーが適用される料金を支払うことを条件として、ライセンシーは、本ライセンスを請負業者にサブライセンスすることができる。ただし、各請負業者が本契約を遵守する引受義務を負い、ライセンシーが当該使用に関連する各請負業者の行為に全責任を負うことを条件とする。「請負業者」とは、ライセンシーにサービスを提供するために、ライセンシーに代わって本プログラムを使用するサードパーティの外部委託または施設管理請負業者である。

vii. サードパーティソフトウェア 本プログラムには、サードパーティから提供された資料の一部から派生した製品またはコンポーネント(「サードパーティマテリアル」)と相互運用するように設計された機能が含まれることがある。ライセンスは、本プログラムに関してのみサードパーティマテリアルを使用することができる。サードパーティマテリアルは、別途のライセンス契約または「リードミー」もしくは当該資料内またはその近傍に所在するその他のファイルに一般的に見られるその他の条件に従うことができる。サードパーティマテリアルには、Ericom にライセンス供与されたコードおよびライブラリが含まれ、そのライセンスにより Ericom はそれらの構成部品のソースコードを利用可能にする必要がある。ライセンシーは、サードパーティマテリアル(オープンソース製品以外の)をライセンシーにライセンスする可能性および権利が、Ericom 側の責任なしに、Ericom に対するその提供の中止または終了と同時に自動的に停止することを認める。

viii. 高リスク使用の禁止 本ソフトウェアはフォールトトレラント、エラーフリーまたは動作が中断しないことを保証しません。ライセンシーは、ソフトウェアの不具合が人の死亡もしくは重篤な身体障害または重大な物理的もしくは環境的損害につながる可能性のあるアプリケーションまたは状況において、ソフトウェアを使用する権利(「ハイリスク使用」)をソフトウェアのユーザーに付与してはならない。ソフトウェアは、制御機能を実行するアプリケーションと通信することはできますが、直接的または間接的に制御機能に責任を負ってはなりません。ライセンシーは、高リスク使用に関連してライセンシーが本ソフトウェアを使用したことに起因するサードパーティのクレームにつき補償し、Ericom に損害を与えないことに同意する。

(d) ライセンスの除外 ライセンシーは、本契約により明確に許可されていない本プログラムを使用することはできない。本契約に明示の規定がある場合を除き、ライセンシーは、下記の行為を行ってはならない。(i)本プログラムまたは本件ソフトウェアが作成したメタデータをコピー、修正、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、分解、または他の方法で翻訳すること、または(ii)本件ソフトウェアのライセンス許諾、制御機能または本件ソフトウェアに組み込まれた他のセキュリティ対策を変更または無効にすること、または(iii)Ericom の事前の書面による同意なしに、競合的調査を行うために本件ソフトウェアを使用すること、またはベンチマーキング試験の結果を開示すること、または(iv)該当する ES LC においてサービス・プロバイダーとして指定されない限り、本プログラムをサードパーティに配布、開示、マーケティング、賃借、サブライセンス、もしくは移転すること、または情報処理サービス事業者との取り決めにおいて本プログラムを使用すること。本契約に明示的に規定されているかまたは Ericom が書面にて別途合意した場合を除き、Ericom 商標に関するいかなるライセンス、権利または権益も、本契約に基づき許諾されない。

2. ベータ・プログラム ライセンシーは、本プログラムのための Ericom のベータまたは早期リリースプログラム(総称して「ベータプログラム」という)に参加することを選択することができる。ベータ・プログラムの一部として本プログラムを使用する場合、ライセンシーは、当該本プログラムが開発のパイロット生産段階にあり、従って、ソフトウェアに通常見られない不規則性を含む可能性があることを認識する。ベータ・プログラムの一環として、ライセンシーは、定期的に Ericom の指名する代表者と連絡を取り合い、契約ソフトウェアについて話し合い、適用法に従って、エラーログ、状況報告、エラー報告、およびライセンシーによる本プログラムの使用に関連するその他の情報を含むがこれらに限定されない、Ericom の合理的な要求により口頭または書面による報告を Ericom に提供することに同意する。ライセンシーは、本プログラムまたは本サポートまたは本専門的サービスの改善またはその他変更に関する提案またはアイデア(「フィードバック」)を Ericom に提供することが推奨される。「ベータ・プログラム」に関する追加条件および要件は、電子メー

ルによる場合を含め、書面にて、「ライセンシー」に通知することができる。Ericom の要求があり次第、ライセンシーは、本プログラムおよびライセンシーに引き渡されたその他の資料(以下「ベータ資料」という)をベータ・プログラムの一部として返却もしくは破棄し、またはその使用を中止することに同意する。

3. **サポート・サービス** 「サポート・サービス」とは、Ericom のその時点で最新のサポート・サービス条件および Ericom のその時点で最新の EOL 通知(www.ericom.com/legal/repository)に従い、かつそれらに従って、アップデートの受領権を含む各製品に関する Ericom の技術サポートおよび保守サービスを意味する。「アップデート」とは、印刷された文書のすべての発行済み改訂および訂正、ならびに、一般に Ericom のサポートされるライセンシーに追加費用なしで提供される本ソフトウェアの新規リリースを意味するが、Ericom が別途ライセンスするオプションまたは将来の製品を含まない。
 - (a) **サブスクリプションライセンスサポートサービス** 「ライセンシー」が「サブスクリプションライセンス」を購入した場合、「ライセンシー」は、直接、Ericom から、または、「ライセンシー」が「ライセンス」を購入した Ericom が指定するチャンネル・パートナーを通じて、「サポートサービス」を受け取る権利を有する。
 - (b) **永久ライセンスサポートサービス** 本契約は、ライセンシーに永久ライセンス、サポートサービスまたは本件プログラムの更新、アップグレード、修正またはその他の改訂に対する権利を付与するものではない。ライセンシーは、Ericom または Ericom チャンネルのパートナーと連絡を取り、適用される料金を支払うことにより、永久ライセンスに対する年間サポートサービスを購入することを選択することができる。ライセンシーは、対応するソフトウェアの永久ライセンスの総数に対してサポートサービスを購入し、更新しなければならない。当該サポートサービスは、現行のサポートサービス期間の終了前に中断されずに更新されなければならない。さもなければ、サポートサービスを購入するためには、ライセンシーは、失われた期間に対するすべてのサポート料を支払う必要がある。
 - (c) サポートサービスは、該当する ES LC に記載された特定のソフトウェア、ライセンスの種類およびライセンス数についてのみ提供されます。ライセンシーに引き渡された本件プログラムのすべての更新、修正またはその他の改定は、「本件プログラム」の定義に含まれるものとし、本契約に準拠するものとする。
 - (d) 本第 3 条のいかなる規定にもかかわらず、ライセンシーが Ericom 指定チャンネルパートナーを通じて、または上記第 1 条(c)(ii)項に基づき OEM チャンネルパートナー製品の一部として、本件プログラムのためのライセンスまたはサポートサービスを購入した場合、該当するチャンネルパートナーは、当該チャンネルパートナーのサポート条件に従って特定のサポートサービスを提供することができる。サポートサービスに対する技術サポート責任の割り当てに関する追加の詳細、および技術サポートに関する連絡先については、該当するチャンネル・パートナーに直接問い合わせてください。
4. **プロフェッショナル・サービス** 「プロフェッショナル・サービス」には、本プログラムに関連する研修、開発、実施またはその他のサービスで、上記第 3 条に従って Ericom が提供する義務を負うサポートサービスに含まれないものが含まれる。ライセンシーの要求に応じて、Ericom は、要求された専門サービスの提供に関する条件を詳細に記載したプロフェッショナル・サービス注文書(以下「PSO」という)を提供する。各 PSO は、相互の書面による合意を拘束し、いかなるプロフェッショナル・サービスも、本契約の条件に準拠するか、または適用される PSO に別途規定されるとおりとする。本契約の条件と PSO との間に矛盾がある場合、PSO の条件が優先する。Ericom は、プロフェッショナル・サービスが実施される方法および手段を管理し、どの要員がプロフェッショナル・サービスの実施に割り当てられているかを決定する権利を留保する。Ericom は、サードパーティを本プロフェッショナル・サービスを実施するために使用することができる。ただし、Ericom のすべての行為および不作為につき引き続き責任を負う。ライセンシーは、Ericom がプロフェッショナル・サービスの履行に関連して使用または開発されたソフトウェア・プログラム、仕様、アイデア、発明、工程およびノウハウ(それらに含まれるすべての知的財産権を含む)を含むすべての権利、権原および権益を留保することを確認する。Ericom がプロフェッショナル・サービスの履行の過程でライセンシーに何らかの物を引き渡す場合、Ericom は、ライセンシーによる本件プログラムの使用に関

連して、専ら本契約に従って、本件プログラムライセンス期間中に当該成果物を使用する非独占的、譲渡不能、限定的ライセンスをライセンシーに付与する。

5. 所有権/Ericom 知的所有権の補償

- (a) **所有権** ライセンシーは、本契約により、本契約が本プログラムに対するライセンスをライセンシーに付与されること、また決して本プログラムの全部または一部の販売ではないことを確認し、それに同意する。Ericom(またはそのサードパーティライセンサー)は、本プログラムのすべての権原、権利、著作権(およびその他の該当する知的財産権)および利益権を留保する。これには、本プログラムに対してなされた、または本プログラムから派生した、知的財産法および国際条約の規定によって保護されるすべての文書、翻訳、機能強化、改良またはその他の修正が含まれる。本契約または本契約に起因または関連する両当事者の取引におけるいかなる記述も、ライセンシーまたは個人に対し、フィードバックを提供する報酬を与えることなく、提供されたフィードバックの使用、利益の獲得、開示、公開、秘密保持、またはその他の用途に活用する Ericom の権利を制限するものではない。ライセンシーは、フィードバックが Ericom の製品またはサービスに関連する範囲内で、フィードバックを秘密情報として指定することはできない。
- (b) **Ericom IP 補償** ライセンシーに提供された本件プログラムが登録著作権または特許を侵害するという申し立てに基づき、ライセンシーに対して提起された訴訟から 10 日以内に速やかに通知された場合、Ericom は自己の費用で訴訟を防御し、訴訟または結果としての和解において最終的に裁定されるすべての料金、費用または損害賠償を支払う。登録特許権または著作権の侵害を理由として本件プログラムの使用を禁止する最終的差止命令がライセンシーに対して取得された場合、Ericom は、自己の選択と費用で、(i)ライセンシーが本プログラムの使用を継続する権利を取得し、(ii)本件プログラムを侵害しないように修正し、本契約に従い、または(iii)本契約を終了し、Ericom は、5 年間の定額償却を前提として、加入ライセンスまたは永久ライセンスに関して本契約に基づき支払われたライセンス料の未使用部分をライセンシーに払い戻すものとする。本条は、本ソフトウェアによる知的財産権の侵害または侵害の申し立てに関するライセンシーの唯一かつ排他的な救済ならびに Ericom の全責任および義務を表明する。

6. **公開** ライセンシーは、Ericom の顧客(ライセンシーがライセンスしたソフトウェアカテゴリーのリストの有無を問わない)の事実リスト、マーケティングおよび販促資料、プレゼンテーション、見本市の看板および資料、Ericom のウェブサイト、ならびに金融および業界アナリストに掲載する Ericom の顧客の事実リストにおいて、本ソフトウェアのエンドユーザーとしてのライセンシーの名前およびロゴを Ericom が書面でかつ口頭で開示することに同意する。

7. **機密情報** 「機密情報」とは、特に「機密」と表示されているか否かを問わず、いかなる形式または媒体においても、Ericom またはその代理人により開示されるすべての非公開情報を意味し、プログラム、ソフトウェアの条件および価格、および機密であると明確に特定されるかまたは機密もしくは機密であると合理的に判断されるその他の情報を含むがこれらに限定されない。本秘密情報には、文書による記録により証明される通り、下記の情報は含まれない。(a)ライセンシーが Ericom から(直接的または不明瞭に)秘密保持義務を負うことなく、正当に所有していたか、または受領前にライセンシーが知っていたこと、(b)本契約に違反することなく、公知であるかまたは公知になったこと、(c)ライセンシーがサードパーティから正当に取得し、当該情報を秘密に保持する義務を負うことなく、(d)独自に開発したライセンス。ライセンシーは、本件プログラムが Ericom の機密情報および専有情報および企業秘密を含んでおり、本件プログラムに含まれるすべての Ericom 機密情報を機密に保持し、本契約に違反するその複製、使用または開示を保護するのに十分なアクセスおよび使用の制限下に置くことを認識する。当該制限は、少なくともライセンシーの最も非公開の秘密情報に適用される制限と同程度に厳格であるが、商業上合理的に厳格である。ライセンシーは、ライセンシーが本プログラムにアクセスすることを許可した者による本プログラムの不正開示、使用またはコピーに責任を負うことに同意する。ライセンシーは、本契約に基づきライセンシーに付与されたライセンスを行使するために必要な場合に限り、秘密情報を使用するものとする。ライセンシーは、法律または裁判所の命令により要求されるとおり、機密情報を開示することができる。ただし、ライセンシーが事前に開示要件を書面で Ericom に通知し、開示範囲を制限する合理的な機会を Ericom に提供し、法律により要求され、上述の制限範囲を前提として、機密情報のうちできるだけ多くを開示する場合に限る。

8. **データ収集** ライセンシーによるソフトウェアおよび/またはサポートサービス/専門サービスの使用に関連して、適用法により定義される個人情報(「個人情報」)を Ericom が処理する場合、Ericom はデータプロセッサであり、ライセンシーはデータコントローラである。ライセンシーは、本契約に従った Ericom への個人情報の提供に関して、必要な同意、許可、またはライセンスをすべて取得し、すべての適用されるデータ保護法を遵守することを約束する。Ericom は、(i)本ソフトウェアまたは本サポート・サービス/本専門的サービスをライセンシーおよびライセンシーのユーザーに提供し、(ii)ライセンシーとの契約を管理および執行し、(iii)本ソフトウェア、本サポート・サービス/本専門的サービスおよびその他の Ericom 製品およびサービスの使用に関する提言を行い、(iv)セキュリティの研究開発または脅威の発見およびセキュリティ報告目的を含むがこれらに限定されない Ericom の製品およびサービスを改善および開発し、(v)本ソフトウェアまたは本サポート・サービス/本専門的サービスの使用に関する統計報告および分析(セキュリティトレンドおよびデータパターンに関する分析および Ericom の集合インストールベースにおける比較を含む)を作成するために必要な個人情報を処理する。

ライセンシーは、本契約に従いソフトウェアおよび/またはサポート・サービス/専門サービスを提供するために必要となる個人情報を、ライセンシーが所在する地域とは異なるデータ保護法を有し、上記目的のために Ericom の従業員、請負業者、パートナーおよびベンダーがアクセスする可能性のある米国またはその他の国々に譲渡することに同意する。個人情報の欧州経済地域から欧州経済地域外への移転が行われる場合、ライセンシーは、Ericom が貴社に代わり標準契約条項を締結することに同意する。本契約に基づき処理されるデータに関して、本契約の条項と標準契約条項との間に矛盾が生じた場合、標準契約条項の条件が当該矛盾の範囲において優先する。

適用される製品資格追補または ES LC に別段の規定がない限り、ライセンシーは、(i) 1996 年の HIPPA、(ii) PCIDSS、ならびに(iii) データの保護、移動、保管、使用および処理に関するすべての法律(EU 一般データ保護規則を含む)などを含む Ericom に関する特定のデータセキュリティ、データ保護義務または政府の規則を課する機密データまたは特別データを、個人情報内に保有してはならない。ライセンシーは、本項の条件のライセンシーによる違反からまたはそれに関連して発生するクレーム、訴訟、損害、違約金、費用、損失および経費(弁護士費用を含む)につき補償するとともに Ericom に損害を与えないものとする。

9. **セキュリティ対策** Ericom は、偶発的または不法な損失、アクセスまたは開示に対するものを含め、個人情報を安全かつ保護するための商業上合理的な措置を講じる。ただし、Ericom は、コンピュータ・ハッカー、不法侵入、不正アクセス、または窃盗に起因するセキュリティ違反を含むがこれらに限定されない、いかなるセキュリティ違反に対しても責任を負わない。

10. **ソフトウェアの限定保証** Ericom は、ライセンシーがライセンシーの本件プログラムの最初のコピーを受領した日から 30 日間は、(a)Ericom が本ソフトウェアを供給したメディアに瑕疵はなく、かつ本ソフトウェアが適切に記録されていること、および(b)添付のユーザー・マニュアル(「オペレーショナル・保証」)に実質的に記載されている通りに本ソフトウェアが機能していることを表明し、保証する。Ericom は、当該 30 日の保証期間内に、運営保証違反の通知を受けなければならない。本運営保証の違反に関する Ericom の唯一の義務およびライセンシーの唯一の救済は、以下の通り Ericom の選択および費用による。(a)エラーの重大性および本ライセンシーに対するその影響を考慮して合理的な期間内に違反を引き起こした本ソフトウェアの再現可能なエラーの是正または回避策の提供、または(b)欠陥のあるソフトウェアに関して本契約を終了し、その時点で有効な本ライセンス期間中に欠陥のあるソフトウェアの未使用の前払い料金を払い戻すこと。ただし、本ライセンシーは、本プログラムのコピーをすべて、保存されたすべてのコンピュータ・システムから削除する。

上記にかかわらず、本条に定める限定保証は、以下の不適合には適用されないものとする。(i)Ericom がそのような行為を試みるために商業的に合理的な努力を行使しても再現することができないという不適合、(ii)該当するソフトウェアの悪用または本契約と矛盾する方法でのソフトウェアの使用に起因する不適合、(iii)Ericom 以外の者によるまたは Ericom 以外の者によるソフトウェアの修正に起因する不適合。

本第 10 条のいかなる規定にもかかわらず、オープンソースと見なされるサードパーティマテリアルは、いかなる種類の保証も伴うことなく、「現状のまま」ライセンスされる。上記の限定保証以外に、また、該当する法律で除外または制限できない範囲での保証以外に、プログラムおよびすべてのサポートサービスおよびプロフェッショナル・サービスは、州、準拠法、慣習、使用法またはそ

の他にかかわらず、いかなる種類の保証も伴わず、「現状のまま」で提供される。Ericom およびそのサードパーティライセンサーは、明示かまたは黙示かを問わず、その他すべての保証を否認する。Ericom、その販売店、代理店、代理人または従業員が提供する口頭または書面による情報または助言は、保証または何らかの形で本契約に定める保証の範囲を拡大するものではなく、ライセンサーは、当該情報または助言に依拠してはならない。

「ライセンサー」は、(i)「ソフトウェア」が、「ライセンサー」の要件を満たすこと、(ii)「プログラム」が、サードパーティの知的財産権を侵害しないこと、(iii)「ソフトウェア」が、Ericom の文書において明記される以外で、組み合わせて稼動すること、(vi)「ソフトウェア」が、中断されず、エラーがなく、または、すべてのエラーが是正され、またはそれらが改良されることを保証しないことを、「ライセンサー」は、承諾する。

11. 責任の制限 本プログラムの成果および実行に関するすべてのリスクは、適用法令で許容される最高限度額の範囲において、ライセンサーにより保証される。いかなる場合にもまたいかなる法律理論、不法行為(厳格責任または過失を含む)、契約またはその他にも、使用不能、収益損失、逸失利益、損害、その他金銭的もしくは経済的損失、または間接的、付随的、特例的、懲罰的もしくは派生的損害、たとえそのような損害が生じたとしても、当該損害または派生的損害の可能性につき、たとえそのような損害が生じたとしても、ライセンサー、使用者、またはその他の人もしくは事業体に対して責任を負わないものとする。不法行為(厳格責任および過失を含む)、契約、またはその他にかかわらず、本契約、プログラム、サポート・サービス、またはプロフェッショナル・サービスに関する ERICOM およびその代理人、代表者およびライセンサーの責任総額の最大限は、当該請求の発生直前の 12 ヶ月間に、ライセンサーが支払った料金を超えないものとする。この制限は、人身傷害または死亡の場合には適用される法律で要求される範囲には適用されない。Ericom は、クライアント、ユーザーおよびその他のサードパーティに対するすべての責任を明示的に排除する。Ericom の子会社および供給者は、本責任制限条項の受益者であり、そうでない場合、本契約に基づくサードパーティ受益者は存在しない。

Ericom は、保証の否認および本契約に定める責任の制限に関し、その価格を設定し、本契約において了承する。Ericom は、本契約に定める保証の否認および責任の制限に服する。これら否認および制限は、両当事者間のリスクの配分、および両当事者間の取引関係の本質的根拠を否認する。

12. 契約解除 Ericom は、ライセンサーが本契約に違反した場合、またはライセンス許諾された本プログラムに対する指定料金を支払わなかった場合、本契約およびそれに基づいて許諾されたライセンスを終了することができる。理由の如何を問わず本契約の満了または終了と同時に、ライセンサーのプログラム使用権は直ちに停止し、Ericom はライセンサーのソフトウェア使用能力を終了ことができ、ライセンサーは、本プログラムのすべてのコピーを購入場所に返却し、ライセンサーが受領した場合、オリジナルの ESLC を返却し、またはライセンサーのサーバー、コンピュータもしくはその他のデバイスから本プログラムのすべてのコピーを恒久的に削除するものとする。さらに、ライセンサーは、サードパーティマテリアルのライセンサーへの使用可能性および実施許諾権が、Ericom 側の責任なしに、Ericom への提供の中止または終了と同時に、自動的に停止することを認める。

本契約の目的を達成するために本契約の終了または満了後も存続する必要がある契約条項は、当該目的を達成するために必要な限り存続するものと見なされる。

13. 準拠法/裁判管轄および仲裁 本契約および本契約の解釈は、抵触法の原則に関係なく、ニュージャージー州の法律に準拠し、同法に従って解釈される。特に、別途適用される場合、国際物品売買契約に関する United Nation Convention for the International Sale of Goods、または Uniform Computer Information Transaction Act (UCITA)に準拠しない。ライセンサーが本プログラムに関して有する請求原因または請求原因は、当該請求または請求原因の発生後 1 年以内に開始しなければならない。本契約のいかなる規定にもかかわらず、ライセンサーが付属書 B に指定された地域(「現地地域」)において本ソフトウェアを購入した場合、付属書 B は、本契約に定める条件の例外および特定条項を定める。付属書 B に定める現地地域に適用される条項(「現地規定」)が本契約の他の条件と矛盾する場合、本現地地域で購入したライセンスに関して、本現地規定が当該その他の条件に優先する。

Ericom の知的財産権(またはサードパーティライセンサー)の保護および執行ならびに差止救済もしくは衡平法上の救済を求めるまたは取得する権利に関する場合を除き、本契約または本プログラムに起因または関連する請求、訴訟原因または法的手続きは、米国仲裁協会の商事仲裁規則(「AAA」)に

従い、強制的かつ拘束力のある仲裁によって解決されるものとする。当該申し立て、訴訟原因または訴訟手続きは、個別に仲裁され、いかなる形式の集団訴訟にも訴えることなく仲裁される。仲裁は、ニュージャージー州ニューアークおよび連邦仲裁法で行われ、仲裁に関する州法は適用されない。

14. **輸出規制** 本ライセンシーは、本ソフトウェアが暗号機能を含み、輸入、輸出、頒布および使用に適用される国際法および現地法に基づくことを確認する。本ソフトウェアは、アメリカ合衆国およびイスラエル州の輸出管理法に準拠し、またはライセンシーに適用される追加の輸出管理法に準拠する場合があります。ライセンシーは、EAR、米国またはイスラエルの制裁規則(現在イラン、レバノン、シリア、北朝鮮、スーダンおよびキューバ)に基づき、または適用される輸出管理に違反して、本ソフトウェアを禁止仕向地国に輸出、再輸出またはその他頒布しないことに同意し、またライセンシーは、サードパーティに上記の行為を許可しまたは許可してはならない。ライセンシーは、ライセンシーが本条に記載する国に所在しないことを表明し、保証する。さらに、ライセンシーは、最初にライセンスを取得することなく、米国政府の拒否/制限当事者リストに記載される個人または事業体に本ソフトウェアをダウンロードまたはその他輸出してはならない。
15. **米国政府のエンドユーザー** 本プログラムは、48 C.F.R.§2.101 に定義される「商業用品目」と見なされ、「商業用コンピュータ・ソフトウェア」および「商業用コンピュータ・ソフトウェア文書」で構成される。この用語は、必要に応じて、48 C.F.R.§12.212 または 48 C.F.R.§227.7207 で使用される。当該条項に従って、本商業用コンピュータ・ソフトウェアおよび本商業用コンピュータ・ソフトウェア文書は、(i)本商業用品としてのみ、また(ii)本契約に基づいてその他すべてのエンド・ユーザに許諾される権利のみをもって、米国政府エンド・ユーザにライセンスされる。
16. **総則** Ericom 当事者は、その合理的な支配を超える事由に起因する履行の遅延または不履行に対して責任を負わないものとする。本契約の英語版は、本契約の解釈に使用される版とする。本契約のいずれかの条項が無効、違法または執行不能と判定された場合、本契約の残りの条項の有効性、合法性および執行可能性は、それにより一切影響を受けず、損なわれない。ライセンシーは、Ericom の事前の書面による合意なしに、本契約の全部または一部をサードパーティに譲渡することはできない。Ericom は、本契約の履行に責任を負う Ericom の事業単位の実質的にすべての資産または持分の購入者に本契約を譲渡することができる。
17. **完全合意** 本契約は、プログラムおよびサポートサービスならびにプロフェッショナル・サービスに関するライセンシーと Ericom 間の完全かつ排他的な合意であり、その主題に関する以前のまたは同時期の口頭または書面による連絡、提案および表明に優先する。本契約は、Ericom のさらなる明示的な言及を必要としない場合であっても、Ericom とライセンシー間の本プログラムに関連する将来のすべての取引にも適用される。Ericom は、ライセンシーへの通知(「契約変更」)と同時に本契約の条件を変更することができ、当該通知は、契約変更の発効日以降に行われた購入および履行されたサービスに適用されるものとする。契約変更は、www.ericom.com/legal/repository/eulas にオンライン掲載される。(または後継 URL)または電子メールで通知される。いずれにせよ、常にここに掲載されている最新版の契約書を定期的にご確認いただくことをお勧めします。本契約変更は、通知後 10 日で発効し、かかる通知期間中、ライセンシーが当該変更不同意の場合、ライセンシーの唯一の救済は、貴社が Ericom に書面による解除通知を送付することである。さもなければ、ライセンシーによる本件プログラムへの継続的アクセスまたは使用は、ライセンシーによる契約変更の受諾を構成するものとする。本契約は、本ライセンシーが発行する発注書、発注書、確認書または確認もしくはその他の文書の矛盾するまたは追加の条件(署名されかつ返却された場合であっても)に優先する。上記を条件として、本契約の条項の権利放棄、変更または修正は、Ericom の執行役員が署名した書面によらない限り、有効とはならない。

2019年12月17日

旧バージョンはこちらを参照:www.ericom.com/legal/repository/eulas

別表 A

Ericom ソフトウェアライセンスの種類

ライセンスの種類:

- 1) 「指定ユーザー・ライセンス」とは、ESLC で指定される限定された数の個人エンドユーザーにより、それぞれ本件ソフトウェアで具体的に指定される本件ソフトウェアを使用する権利を意味する。
- 2) 「コンカレント・ユーザ・ライセンス」とは、ESLC で指定される限定された数の(a)シングル・ユーザ・デバイスおよび(b)各マルチユーザ・デバイスのエンドユーザによるソフトウェアの使用権をいい、任意の時点においてソフトウェアを使用する。
- 3) 「同時セッション・ライセンス」とは、すべてのライセンシー・ユーザーがソフトウェアにアクセスする限定された数のアクティブ・ブラウザ・タブ(ESLC に指定される)を開く権利である。
- 4) 「ユーザ・デバイス・ライセンス」とは、ESLC(a)に定める限定された数の単一ユーザ・デバイス(以下に定義される)上で本ソフトウェアを使用する権利を意味する。
- 5) 「サーバー・デバイス・ライセンス」とは、ESLC に指定される限定された数のエンド・ユーザがアクセスする、マルチユーザ・デバイス(以下に定義される)上で本ソフトウェアを使用する権利である。本ソフトウェアのサービスまたは機能にアクセスまたはその他利用するライセンシー・ユーザーの総数は、ESLC で指定された数を超えてはならない。
- 6) 「デバイス・ライセンス」とは、ESLC で指定される、(a)単一ユーザ・デバイスおよび(b)各マルチユーザ・デバイスのエンドユーザに限定された数のソフトウェアを、集合的に使用する権利を意味する。
- 7) 「サーバーセッションライセンス」とは、ESLC(a)において指定された任意の時点で開かれるホストセッションの数によりソフトウェアを使用する権利をいい、「ホストセッション」とは、デバイス(以下に定義される)から本プログラムを使用する中央システムへの接続を意味する。
- 8) 上記に記載していないライセンスの種類は ESLC に定める。

前記事項にかかわらず、「ライセンシー」が、「デバイス・ライセンス」または「指定ユーザー・ライセンス」(ESLC にて指定される)を許諾された場合、個々の「デバイス」または「エンド・ユーザ」の割当ておよび識別は、かかる「デバイス」または「エンド・ユーザ」(場合に応じて)の割当ておよび識別前に、「ソフトウェア」の最終使用から最低 30 日間、保持されることとする。さらに、指定ユーザーアカウントは個別化されており、指定ユーザーアカウントが割り当てられているライセンシーの従業員またはユーザー(以下に定義)以外の者が共有または使用してはならない。指定ユーザーの識別は、個人に固有でなければならず、一般的な性質のものであってはならない。

「デバイス」とは、コンピュータ、ワークステーション、端末、ハンドヘルド PC、PDA、「スマートフォン」またはターミナル・サーバを含むがこれらに限定されない、情報を受け取り、処理し、提供するハードウェアを意味する。

「単一ユーザ・デバイス」とは、任意の時点において、単一の対話型ユーザにより使用されるデバイスを意味する。

「マルチユーザ・デバイス」とは、任意の所定の時点で、複数の対話型ユーザが使用するデバイスを意味する。

別表 B 地域規定

オーストラリア:

1. ソフトウェア限定保証(第 10 条) 以下を追加する。本条に定める保証は、1974 年取引慣行法またはその他の法律に基づき貴社が有する可能性のあるすべての権利に追加されるものであり、適用される法律で認められる範囲に限定されます。
2. 責任の制限(第 11 条) 以下を追加する。法律で認められる範囲において、Ericom が 1974 年取引慣行法または除外できない同等の州もしくは地域の法律により暗示される条件または保証に違反する場合、Ericom の責任は、Ericom の単独の選択により、制限されます。(i) 本ソフトウェアの場合:(a)(i)物品の修理若しくは交換又は同等の物品の供給 (ii)当該修理若しくは交換又は同等の物品の取得の費用の支払 (ii)支援サービス又は専門サービスの場合(x)適用されるサービスの再供給、または(y)当該サービスを再度供給させる費用。本契約に基づく Ericom の総責任の計算において、支払われた金額または本項に従って交換、修理または供給された商品もしくはサービスの価額は含まれるものとする。

ベルギーとフランス

責任の制限(第 11 条) 以下は、本条の条項の全部を置き換える。強制法に別段の定めがある場合を除き、本契約に関するその義務の履行の結果として生じる損害および損失に対する Ericom の責任は、当該義務の不履行の直接的および直接的結果として証明され実際に発生した損害および損失のみ (Ericom に過失がある場合)、損害を引き起こしたソフトウェアに対してライセンサーが支払った料金の相当する最高額の補償に限定される。この制限は、身体傷害(死亡を含む)および Ericom が法的に責任を負う不動産および有形動産の損害に対する損害には適用されない。いかなる状況においても、Ericom またはそのソフトウェア開発者は、下記のいずれに対しても、たとえその可能性を知らされていたとしても、責任を負わない。1) データの喪失または損害 2) 付随的もしくは間接的損害またはあらゆる経済的派生的損害 3) 損害を生じさせた事象の直接的結果として生じた場合であっても、利益の喪失 4) 事業、収益、営業権の喪失または予定貯蓄の喪失。本契約において合意された責任の制限および排除は、Ericom が遂行する活動のみならず、その供給業者およびソフトウェア開発者が遂行する活動にも適用され、Ericom ならびにその供給業者およびソフトウェア開発者が共同で責任を負う最大金額を表します。

ドイツとオーストリア

1. ソフトウェア限定保証(第 10 条) 適切にライセンスされた本ソフトウェアは、実質的に本ソフトウェアに添付される Ericom の文書に記載される通りに機能する。ただし、Ericom は、ライセンス許諾されたソフトウェアに関していかなる契約上の保証も与えない。
2. 責任の制限(第 11 条) 故意、重過失、製造物責任法に基づく請求、ならびに死亡または人身傷害の場合、Ericom は法律に従って責任を負う。
3. 前文に基づき、Ericom は、本契約の正当な履行を容易にする重要な契約上の義務に違反し、その違反により本契約の目的および当事者が常に信頼する遵守を脅かす場合(いわゆる「基本的義務」)の軽微な過失に対してのみ責任を負う。その他の軽微な過失の場合、Ericom は軽微な過失に対して責任を負わない。

イタリア:

責任の制限(第 11 条) Ericom がその責任を制限しない重大な過失または故意の違法行為に起因する損害賠償を除き、直接的および間接的損害に対する Ericom の責任は、ソフトウェアの原瑕疵または更なる瑕疵に関連する、またはソフトウェアの使用もしくは不使用に関連する、または本契約の違反に関するいかなる場合にも関連する、ソフトウェアに対してまたは損害の根拠となったソフトウェアの一部に対して貴社が支払った料金に限定されるものとします。

英国

準拠法/裁判管轄および仲裁(第 13 条) この節の最初の文章を置き換えると、次のようになります。
本契約は、抵触法の規定または国際物品売買契約およびその修正に関する国連 1980 年条約に関係なく、イングランドおよびウェールズの法律に準拠する。